

# いじめ

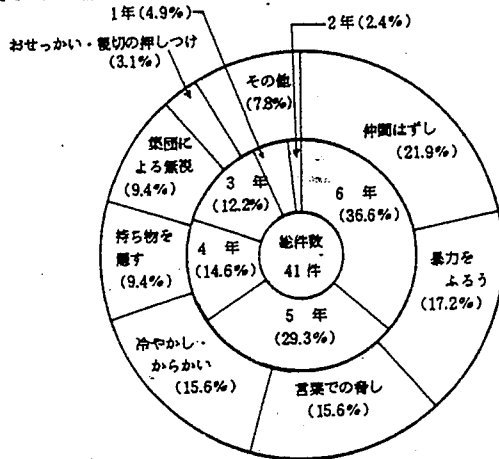
平成2年4月 広島県教育委員会

## 1. 「いじめ」の指導状況

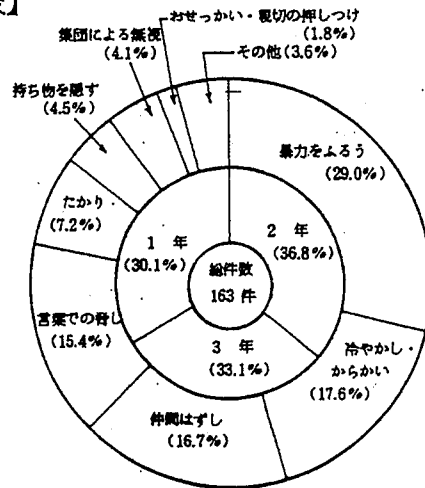
(昭和63年度文部省調査から)

### (1) 本県における「いじめ」の件数・態様

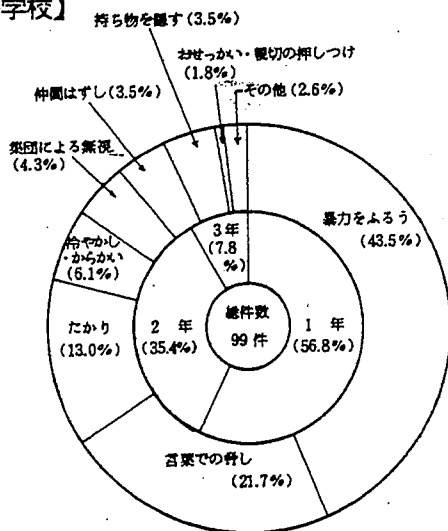
【小学校】



【中学校】



【高等学校】



### ※参考—全国

- 1校当たり発生件数  
0.8件 (広島県0.3件)
- 校種別多発学年  
小学校 6年 (36.6%)  
中学校 2年 (36.8%)  
高等学校 1年 (56.6%)

### (2) 本県における「いじめ」の発見の端緒

小学生		中学生		高校生	
	%		%		%
①被害生徒からの訴え	31.7	①担任教師が発見	30.1	①担任教師が発見	28.3
②保護者からの訴え	22.0	②被害児童生徒からの訴え	25.2	②保護者からの訴え	24.2
③担任教師が発見	19.5	③保護者からの訴え	19.6	③被害児童生徒からの訴え	23.2
④他の児童生徒からの訴え	19.5	④他教師からの情報	12.9	④他教師からの情報	20.2

## 2. 「いじめ」の特徴と指導の視点

いじめは減少しているが、今日のいじめは、その特徴として、いじめ方が非常に陰湿で、内容が残酷なものになっている。度重なるいじめのために登校拒否や自殺に至るなど深刻な事態もみられ、看過してはならない。

すなわち、強い者が弱い者をいじめるというケースばかりでなく、いじめられた体験をもつ者が、より弱い者をいじめるというケースもみられ、しかも、日常化、長期化している場合もある。

また、集団いじめの傾向が見られ、不特定多数の集団が個人や少数をいじめるケースが多く、単に「いじめられる側」と「いじめる側」のみの問題でなく、それをとりまく集団状況の中で発生している。

いじめの対象は、おとなしい子ばかりでなく、集団のもつ雰囲気と合わない子どもである傾向もみられる。

このような特徴をもついじめの指導の視点として、次の2点をあげることができる。

- ① 「いじめ」は人権の侵害であり、人権の否定に直結する問題であること。
- ② 児童生徒の発達段階における自我の発達が未熟で、真の社会性がはぐくまれていないことに起因していること。

特に、思春期の児童生徒は、心理的に不安定な時期にあたり、発達上のつまずきが集中的に表れる時期でもあることの理解と配慮が必要である。

指導に当たっては、発達段階に応じて集団活動を工夫し、望ましい人間関係を育てることを通して、「思いやり」、「自他の尊重」の心情と態度を培う必要がある。

いじめの原因、背景は根が深く、学校、家庭、社会が一体となった取り組みが重要である。

学校としては、いろいろな面からいじめにつながる状況をチェックし、いじめの根絶に向けて取り組むべきである。

## 3. 指導の実際

### 事例 - 金銭強要を伴ういじめ

#### (1) 概要

Aは高校入学以来、同じクラスのBを中心とするいわゆる「ツッパリ」グループに使い走りさせられたり、金銭を繰り返し強要されたりし、応じない場合は、「ツッパリ」グループからはずされたり、暴力を加えられたりしていた。

Aは仕返しに対する恐怖心と自分に対するプライドから家族や教師にも訴えることができなかったが、お金を工面するために、他校の生徒を脅迫したことから、学校の知るところとなり、一連のいじめと金銭強要が発覚した。

Aは小学校時代からよくいじめられていた。中学校に入って、「ツッパリ」グループとして、教師に反抗したり問題行動を起こしていた。高校へは、本人の積極的な希望からではなく、家族のたっでの願いで進学した。

BはAとは出身中学校はちがうが、近隣の中学生の間では名の通った「ツッパリ」で、いつも数人の仲間を引きつれていた。

Aは入学当初、Bと張り合っていたが、間もなく、Bのグループに入った。仲間内では、立場が弱く、いじめの対象となっていた。

#### (2) 実態の把握

他校の生徒指導担当者からの情報にもとづいて、Aから状況を聞いたところ、恐喝の事実を認めただが、動機や金の使いみちについては要領を得なかった。それは、仲間を「チクッタ」(告げ口) ことで報復されることと家族に知れることを心配していたからである。

そこで、報復に対しては、万全の防止策をとることと、家族には、時期をみて話すことを納得させ、話を聞き出した。その中で、Aに対するいじめと金銭強要の全貌が一層明らかになった。

Aの話を受けて、緊急に生徒指導担当者と担任及び学年主任をメンバーに、教頭を中心とした指導チームがつくられ、Bを中心とする「ツッパリ」グループに対する状況把握に取りかかったが、状況把握は困難をきわめた。

また、保護者との連携のため、連日、家庭訪問し学校でも保護者と面談した。

### (3) 指導の経過

状況把握の結果とクラスのアンケート等から、この事件に対する指導の視点として次の点を確認し、指導に入ることになった。

- ① Aは親思いの、やさしいところがあるが、家庭の事情で、人間的触れ合いが乏しかった。そこで仲間をもとめて、いじめられながらも「ツッパリ」グループに入ったが、いじめが強まるとともに、グループから離れたと思っていた。

そこでAには共感的な態度で接し、人の温かさを感じさせるなかで指導する。そして、時期をみて、家族に事情を話し、連携していく。

- ② Bを中心とする「ツッパリ」グループは、中学校以来の結びつきが強いので、友人関係のあり方について、厳しく指導していく。その視点として、②いじめられている生徒の心情を理解させること、⑥保護者との共通理解を図って、一致した指導を行うことを確認した。

そこで、まず、家庭で反省させ、自分のやってきたことについての問題性を整理させる。その中で、両親とともに、Aの家を訪ね、謝罪させるとともに、いじめた生徒がそれぞれ自分達のやってきたことに対し、本当の整理ができ、自分の行為に対して、謝罪できる状態になっているかどうかを判断の基準として、学級への復帰を認めることとした。

一方、クラスの生徒に対しては、事件の概要を説明し、クラスの友としてのあり方を話し合わせ、欠けていたもの、やらなければならないことを確認しあった。同時に、いじめた生徒の受入れ態勢づくりを計画的に指導した。

#### (考察)

いじめの実態が教師にとって見えにくいことが問題になっているが、この事例の場合も、他校からの情報によって、はじめて知るところとなった。日常の指導を通して、早期に発見できなかったことが悔まれる。しかし、発覚後は、指導チームを編成し、指導したことや、学級集団全体の問題として、生徒に仲間意識を持たせたことは、以後の生徒指導の推進を効果的なものとした。

## 4. 指導上の留意点

### (1) 学校としては

- ① いじめの状況、いじめに至るいきさつなど事実関係を正確に知ること。
- ② いじめの背景、原因などをよく把握して適切な指導を行うこと。
- ③ いじめが起こる原因、状況をなくすために全教師が一致して対応を考えること。

### (2) いじめられた児童生徒に対しては

- ① 身体面での被害のみでなく、どのような精神面での痛手を受けているかをよく知ること。
- ② 内面的な苦痛や不安に対し、それが解消されるまで、十分支える態勢をとること。
- ③ 人間関係の改善に努め、集団の中で生きる力が持てるように援助を行うこと。

### (3) いじめた児童生徒に対しては

- ① いじめの行為について善悪の判断を示し、毅然とした態度で臨むこと。
- ② 児童生徒の心情をよく知り、いじめをなくすためにどうすべきかを考えさせること。
- ③ いじめられた側の気持ちをよく理解させ、相手の立場に立って行動する力をつけること。

### (4) 回りの児童生徒に対しては

- ① いじめを黙認、見過ごすことは、いじめを助長することにつながることを理解させること。
- ② 日常の教育活動のなかで、善悪の判断をし、正義を大切にすることを学ばせること。
- ③ 明るく、温かみのある人間関係をつくり、いじめを許さない学級づくりに努めさせること。

### (5) 家庭や関係機関に対しては

- ① 親や教師に何でも言える雰囲気づくりに努めてもらうこと。
- ② 学校と家庭の連携を密にし、問題の背景についての理解と再発防止のために努めてもらうこと。
- ③ いじめの内容によっては、家庭の理解のもとに相談機関との連携をとること。

## 《学校において取り組むべきポイント》

- ① 全教師がいじめの問題の重大性を認識し、実態を的確に把握する。
- ② 学校に児童生徒の悩みを受け入れる場をつくる。
- ③ 学校全体に、「いじめを許さない」という意識を高める。
- ④ 生き生きとした学級、学校づくりを推進する。
- ⑤ 家庭や地域との連帯を強化する。

### 〈指導態勢〉

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取上げ、教師間の共通理解を図る。
- ・ 日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- ・ 児童生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ・ いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、的確に反応する。

### 〈教育相談〉

- ・ 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の態勢を整備し、機能させる。
- ・ 学校における教育相談について、保護者にも十分理解が得られるようにする。
- ・ 悩みをもつ児童生徒に対してその解消が図られるまで継続的な事後指導を行う。
- ・ 教育相談の内容によっては、県立教育センター等との連携を図る。

### 〈教育活動〉

- ・ 道徳や学級指導・ホームルームの時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。
- ・ 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめとのかかわりで適切な指導助言を行う。
- ・ 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図る。
- ・ 体罰禁止の趣旨を、全教師で確認し、児童生徒との信頼関係を基礎とした指導を行う。

### 〈家庭・地域との連携〉

- ・ PTAや地域の関係団体等とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。
- ・ 家庭に対して、いじめの問題の重要性についての認識を深め、家庭訪問や学級・学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ いじめの問題解決のため、必要に応じ、県立教育センター、児童相談所、警察署等地域の関係機関と連携協力を行う。

## 児童・生徒の問題に関する相談機関

電話・面接相談

○広島県立教育センター（面接は火・木曜日）東広島市八本松町飯田	☎ (0824) 28-2631
○教育事務所	
広島教育事務所 広島市中区基町10-52	☎ (082) 228-2111
海田教育事務所 安芸郡海田町南昭和町14-19	☎ (082) 823-0011
可部教育事務所 広島市安佐北区可部町中野438-7	☎ (08266) 4-3181
尾道教育事務所 尾道市古浜町26-12	☎ (0848) 25-2011
福山教育事務所 福山市三吉町1-1-1	☎ (0849) 21-1311
三次教育事務所 三次市十日市1130-3	☎ (08246) 2-3746
○児童相談所	
広島県中央児童相談所 広島市南区字品東4丁目1-28	☎ (082) 254-0381
" 福山児童相談所 福山市瀬戸町北54-1	☎ (0849) 51-2340
" 三次児童相談所 三次市十日市町1130-3	☎ (08246) 3-5181
広島市児童相談所 広島市光町2丁目15-55	☎ (082) 263-0683

○

こころの相談室  
福山教育事務所 (0849) 25-3040  
三次教育事務所 (08246) 3-3141

ヤングテレホン  
県警本部 (082) 228-3993 福山東警察外 (0849) 31-3993  
呉警察所 (0823) 22-4444 三次警察所 (08246) 3-3993